

令和2年9月14日（月）

関係事業主 各位

陸上貨物運送事業労働災害防止協会  
山梨県支部

## 「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育」の開催について

時下 貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃は、当支部の事業活動並びに交通荷役労働災害防止活動につきましてご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、労働安全衛生法第60条の2においては、「事業者は、その事業場における安全衛生水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就労している者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生の教育を行うよう努めなければならない。」ことになっており、厚生労働省においては、平成元年5月22日付「危険又は有害な業務に現に就いているものに対する安全衛生教育に関する指針」を公表し、労働安全衛生法施行令第20条第11号のフォークリフト運転業務従事者に対する安全衛生教育のカリキュラムが示されました。

この中では、当該業務に関する技術革新の進展等に応じて、事業者は一定期間（当面は5年）ごとに定期的に教育を実施することとされているところです。当支部では、山梨労働局並びに陸運労災防止協会のご指導とご援助のもと、前記に基づく標記教育を下記のとおり開催しますのでご案内申し上げます。

### 記

1. 日 時 令和2年10月24日（土）  
受 付 8：30～  
講習時間 9：00～16：00（昼食休憩1時間）
2. 場 所 山梨県自動車総合会館4F（山梨県トラック協会）  
山梨県笛吹市石和町唐柏1000-7
3. 受講対象者 平成27年以前にフォークリフト運転技能講習を修了した者で現にフォークリフト運転業務に従事している者

#### 4.講習内容と時間〈筆記用具をご持参下さい。〉

科目	範囲	時間
1.最近のフォークリフトの特徴	①フォークリフトの特徴 ②各種荷役運搬作業	2.0
2.フォークリフトの取扱と保守	①フォークリフトによる作業の安全 ②フォークリフトの点検・整備	2.0
3.災害事例及び関係法令	①災害事例とその防止策 ②労働安全衛生法令のうちフォークリフトに関する条項	2.0
計		6.0

※筆記用具をご持参下さい。(実技はありません。)

#### 5.申込方法等

(1) 申込みは別紙申込書により郵送又はFAXにて10月16日(金)までにお願いします。

(2) 申込先

〒406-0034 山梨県笛吹市石和町唐柏 1000-7

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 山梨県支部

TEL 055-262-5562 FAX 055-263-2036

#### 6.講習料 7,600円

##### 【講習料振込先】

指定金融機関 山梨中央銀行 石和支店

口座番号 普通預金 28771

口座名義 陸上貨物運送事業労働災害防止協会 山梨県支部

住所及び連絡先 山梨県笛吹市石和町唐柏 1000-7

TEL 055-262-5562

※講習料の振込みは、10月21日(水)までに完了されるようお願いいたします。

※振込手数料はご負担下さるようお願いいたします。

※納入済みの講習料は原則返金いたしません。

※振込金受領書をもって領収書に代えさせていただきます。

#### 7.その他

(1) 修了者には、「フォークリフト運転業務従事者安全衛生教育修了証」の交付をいたします。

(2) コロナウィルス感染症防止対策のため、先着50名とさせていただきます。  
定員に達しましたら締め切りとさせていただきます。ご了承ください。